

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○大津市自動車駐車場条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月25日 条例第42号</p> <p>（駐車料金の額）</p> <p>第3条 駐車料金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 市長は、規則で定める駐車場の使用について回数駐車券及び駐車料金の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行する証票であって未使用残高が当該方法により記録されるもの（以下「プリペイドカード」という。）を発行することができるものとし、回数駐車券及びプリペイドカードの額は、別表に定める駐車料金の額の100分の80から100分の100までの範囲内になるように規則で定める。</p> <p>3 市長は、駐車場の使用について有効期間を1か月とする定期駐車券を発行することができるものとし、定期駐車券の額は、別表のとおりとする。</p> <p>4 市長は、その屋上部分に限る明日都浜大津公共駐車場の使用について有効期間を1か月とする屋上定期駐車券を発行することができるものとし、屋上定期駐車券の額は、15,710円とする。</p> <p>5 市長は、午後6時から翌日の午前8時までの夜間に限る明日都浜大津公共駐車場の使用について有効期間を1か月とする夜間定期駐車券を発行することができるものとし、夜間定期駐車券の額は、8,140円とする。</p>	<p>○大津市自動車駐車場条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月25日 条例第42号</p> <p>（駐車料金の額）</p> <p>第3条 駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 市長は、規則で定める駐車場の使用について回数駐車券及び駐車料金の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行する証票であって未使用残高が当該方法により記録されるもの（以下「プリペイドカード」という。）を発行することができるものとし、回数駐車券及びプリペイドカードの額は、別表第1に定める駐車料金の額の100分の80から100分の100までの範囲内になるように規則で定める。</p> <p>3 市長は、駐車場の使用について定期駐車券を発行することができるものとし、定期駐車券の有効期間及び額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4 市長は、その屋上部分に限る明日都浜大津公共駐車場の使用について屋上定期駐車券を発行することができるものとし、屋上定期駐車券の有効期間及び額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>5 市長は、午後6時から翌日の午前8時までの夜間に限る明日都浜大津公共駐車場の使用について夜間定期駐車券を発行することができるものとし、夜間定期駐車券の有効期間及び額は、別表第2のとおりとする。</p>

6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前0時までの間の明日都浜大津公共駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド1日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド1日駐車券の額は、500円とする。

（平11条例49・平15条例50・平18条例68・平19条例54・平26条例22・平27条例37・平31条例21・令元条例38・令4条例30・一部改正）

（大口使用者の発行する駐車券）

第7条 市長は、駐車場を相当な頻度で使用することが確実であると見込まれる者（以下「大口使用者」という。）から、回数駐車券の購入に代えて当該大口使用者の発行する駐車券を駐車場において使用したい旨の申出があった場合において、駐車場の管理上支障がなく、かつ、駐車場事業の経営上有効であると認められるときは、当該大口使用者と協定し、当該駐車券を使用させることができる。

2 前項の場合における駐車料金の額は、別表に定める駐車料金の額の100分の80から100分の100までの範囲内において、当該大口使用者の駐車場の使用頻度に応じ第3条第2項に規定する回数駐車券の額と均衡を失しないように、前項の協定で定めるものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、第1項の場合における駐車料金の徴収の時期は、同項の協定で定めるものとする。

（平15条例50・追加）

附 則（令和4年7月4日条例第30号）

この条例は、規則で定める日（令和4年8月8日—令和4年規則第73号）から施行する。

6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前0時までの間の明日都浜大津公共駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド1日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド1日駐車券の額は、500円とする。

（平11条例49・平15条例50・平18条例68・平19条例54・平26条例22・平27条例37・平31条例21・令元条例38・令4条例30・一部改正）

（大口使用者の発行する駐車券）

第7条 市長は、駐車場を相当な頻度で使用することが確実であると見込まれる者（以下「大口使用者」という。）から、回数駐車券の購入に代えて当該大口使用者の発行する駐車券を駐車場において使用したい旨の申出があった場合において、駐車場の管理上支障がなく、かつ、駐車場事業の経営上有効であると認められるときは、当該大口使用者と協定し、当該駐車券を使用させることができる。

2 前項の場合における駐車料金の額は、**別表第1**に定める駐車料金の額の100分の80から100分の100までの範囲内において、当該大口使用者の駐車場の使用頻度に応じ第3条第2項に規定する回数駐車券の額と均衡を失しないように、前項の協定で定めるものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、第1項の場合における駐車料金の徴収の時期は、同項の協定で定めるものとする。

（平15条例50・追加）

附 則（令和4年7月4日条例第30号）

この条例は、規則で定める日（令和4年8月8日—令和4年規則第73号）から施行する。

別表（第3条関係）

（平15条例50・全改、平17条例58・平18条例68・平19条例54・平21条例20・平26条例22・平27条例37・平31条例21・令元条例38・令4条例30・一部改正）

駐車場の区分	駐車料金の額	定期駐車券の額
大津京駅前公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円（1回の駐車に係る1日（午前0時から翌日の午前0時までをいう。以下同じ。）の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円を上限とする。）	7,700円
明日都浜大津公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円（1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円を上限とする。）	21,340円
大津駅北口公	1回につき駐車開始から30分を経過した後の	16,23

附 則
（施行期日）

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
（準備行為）
- 改正後の第3条及び別表第2の規定に基づく定期駐車券、屋上定期駐車券及び夜間定期駐車券の発行その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

区分	単位	額
大津京駅前公共駐車場及び明日都浜大津公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
	1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、750円を超えないものとする。
	1回につき駐車開始から24時間を経過した後に駐車する場合	750円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに1

共駐車場	駐車時間30分までごとに 150円	0円			50円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき750円を超えないものとする。
膳所駅前公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに 150円（1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が900円を超える場合における当該超える日については、900円を上限とする。）	13,200円			
			大津駅北口公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
				1回につき駐車開始から30分を経過した後に駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円
			膳所駅前公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
				1回につき駐車開始から30分を経過した後に駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、900円を超えないものとする。
				1回につき駐車開始から24時間を経過した後に駐車する場合	900円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始

から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき900円を超えないものとする。

別表第2（第3条関係）

種類		有効期間	額
定期駐車券	大津京駅前公共 駐車場	1か月	7,700円
		3か月	23,100円
		6か月	46,200円
	明日都浜大津公 共駐車場	1か月	21,340円
		3か月	64,020円
		6か月	128,040円
	大津駅北口公共 駐車場	1か月	16,230円
		3か月	48,690円
		6か月	97,380円
	膳所駅前公共駐 車場	1か月	13,200円
		3か月	39,600円
		6か月	79,200円
屋上定期駐車券		1か月	15,710円
		3か月	47,130円
		6か月	94,260円
夜間定期駐車券		1か月	8,140円
		3か月	24,420円
		6か月	48,840円